

■保護者判断: 医師の診断を受け、保護者がシッターへ病児保育修了基準を満たしている旨を伝える

■医師判断 : 医師から意見書をシッターへ提示し、病児保育修了基準を満たしている旨を伝える

疾患	判断者	病児保育終了基準
(01) 突発性発疹	保護者判断	解熱し、機嫌がよく、全身状態が良い
(02) 手足口病	保護者判断	発熱がなく、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれる場合
(03) 流行性耳下腺炎(おたふく)	医師の判断	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
(04) 水痘(水ぼうそう)	医師の判断	すべての発疹がかさぶたになるまで
(05) 咽頭結膜熱(プール熱、アデノウイルス性咽頭炎)	医師の判断	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失した後2日が経過してから
(06) 流行性角結膜炎(はやり目、アデノウイルス8型等)	医師の判断	医師において感染のおそれがないと認められるまで
(07) 急性出血性結膜炎	医師の判断	医師において感染のおそれがないと認められるまで
(08) 腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)	医師の判断	医師において感染のおそれがないと認められるまで
(09) 溶連菌感染症	保護者判断	適切な抗菌薬による治療開始後24時間以内に感染力はなくなる。主要な症状が軽快し、食事がとれるようになったら
(10) ヘルパンギーナ	保護者判断	本人の全身状態が安定していたら
(11) RSウイルス	保護者判断	本人の全身状態が安定していたら
(12) ヒトメタニューモウイルス感染症	保護者判断	本人の全身状態が安定していたら
(13) マイコプラズマ感染症	保護者判断	発熱や激しい咳が治まり、全身状態がよくなったら
(14) 伝染性紅斑(りんご病)	保護者判断	発疹のみで全身状態が良いとき
(15) インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	医師の判断	「解熱後3日が経過していること」「発症後5日が経過していること」
(16) ノロウイルス感染症	保護者判断	下痢、嘔吐症状が消失した後、全身状態がよいとき
(17) ロタウイルス感染症	保護者判断	下痢、嘔吐症状が消失した後、全身状態がよいとき
(18) EBウイルス感染症(伝染性単核症)	保護者判断	本人の全身状態が安定しているとき
(19) ヘルペス性歯肉口内炎	保護者判断	本人の全身状態が安定している場合
(20) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	医師の判断	発症から5日間が経過し、かつ症状軽快後1日を経過したら
(21) 消化器症状(急性胃腸炎・消化不良症など)	保護者判断	本人の全身状態が安定しているとき
(22) 風邪(上気道症状・感冒症状・咽頭炎・扁桃炎・気管支炎)	保護者判断	本人の全身状態が安定しているとき
(23) 伝染性膿痂疹(とびひ)	保護者判断	治療開始後、発しんが乾燥しているか、乾いていない部位が覆える程度のものであり、ガーゼ交換などの特別な対応が不要であること
(24) 水いぼ	保護者判断	水いぼが覆える程度の広がりであり、ガーゼ交換などの特別な対応が不要であること
(25) アタマジラミ	保護者判断	駆除を開始しており、症状に関する特別な対応が必要でないこと
(26) 中耳炎	保護者判断	本人の全身状態が安定しているとき
(27) 自家中毒症(アセトン血性嘔吐症)	保護者判断	本人の全身状態が安定しているとき
(28) 喘息・喘息性気管支炎	保護者判断	本人の全身状態が安定しているとき
(29) 骨折	保護者判断	本人の全身状態が安定し、特別なケアが不要になったとき
(30) 外傷・やけど	保護者判断	ガーゼの交換や与薬の必要がなく、日常生活を送るうえで特に制限がない状態になったら通常保育としてお預かり可能
その他、お預かりできない疾患	医師の判断	医師において感染のおそれがないと認められるまで